

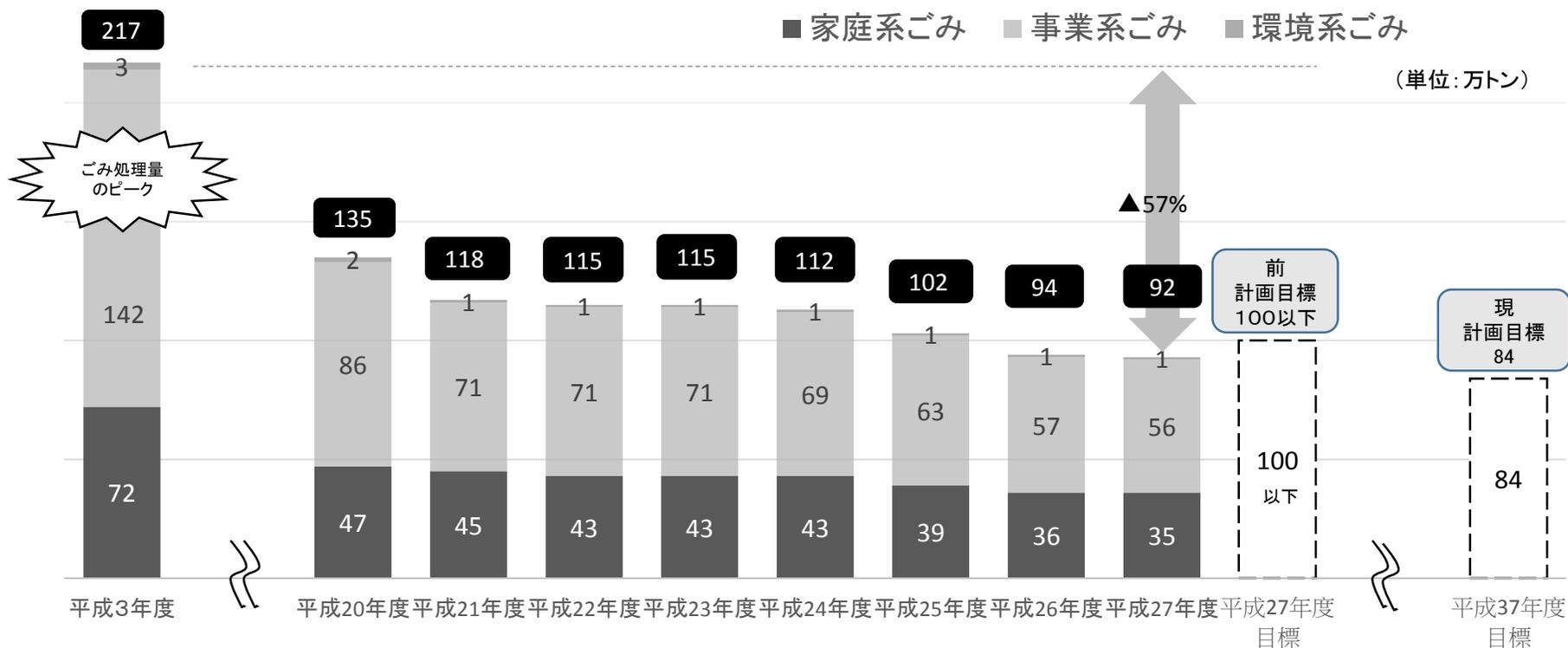
## 第59回 大阪市廃棄物減量等推進審議会 資料

1. 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」の策定について	別添資料
2. 平成27年度のごみ処理量等について	
(1) 平成27年度ごみ処理量	..... 1
(2) 平成27年度ごみ量(収集量・搬入量)	..... 3
(3) ごみ減量・コスト削減と効率化をめざした取組	..... 4
(4) 一般廃棄物処理の経営形態の見直しについて	..... 5
3. 更なるごみ減量をめざす施策について	
(1) 生ごみの減量について	..... 7
(2) 古紙の持ち去り対策について	..... 10

## 2. 平成27年度のごみ処理量等について

### (1) 平成27年度ごみ処理量

#### 大阪市のごみ処理量の推移



※各数値の小数点以下は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

## 2. 平成27年度のごみ処理量等について

### ごみ処理量

(単位:トン)

	ごみ処理量実績		差引	対26年比
	平成26年度	平成27年度		
家庭系ごみ	361,095	358,051	▲3,044	▲0.84%
事業系ごみ	570,747	559,673	▲11,074	▲1.94%
環境系ごみ	5,036	4,799	▲237	▲4.71%
合計	936,878	922,523	▲14,355	▲1.53%

ごみ減量の進捗により平成28年1月に住之江工場を休止し、6工場稼働体制へ移行

### 大阪市の人口・世帯数

(単位:人・世帯)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人口	2,670,579	2,677,375	2,683,487	2,686,246	2,691,742
世帯数	1,329,516	1,341,554	1,353,240	1,364,161	1,354,202

出典:大阪市統計書(平成27年は国勢調査結果概要。その他は各年10月1日の推計人口)

### 大阪市の景気動向(概況)

平成26年度	4-6月期	景気は消費増税の影響で一時的に落ち込むも、底流は回復基調を持続
	7-9月期	製造業で弱めの動きが続くも、景気は前期の落ち込みから穏やかな持ち直し
	10-12月期	年末需要などにより、景気は持ち直しを持続
	1-3月期	年末需要の反動が例年より小幅となり、景気は回復基調を持続
平成27年度	4-6月期	製造業を中心に弱めの動きが広がり、景気は回復基調が鈍化
	7-9月期	原材料価格の下落などもあり。景気は緩やかな回復基調に回復
	10-12月期	製造業に弱めの動きがあるも、景気は緩やかな回復が続く
	1-3月期	年末需要の反動もあり、景気の回復が弱まる

出典:大阪市経済戦略局「大阪市景気観測調査結果」

## 2. 平成27年度のごみ処理量等について

### (2) 平成27年度ごみ量(収集量・搬入量)

#### 大阪市のごみ量

(単位:トン)

		平成26年度	平成27年度	差引	対26年比
家庭系	普通ごみ	342,416	338,929	▲3,487	▲1.0%
	資源ごみ	25,076	24,703	▲373	▲1.5%
	容器包装プラスチック	20,584	20,069	▲515	▲2.5%
	古紙・衣類	13,082	16,489	3,407	26.0%
	粗大ごみ	12,690	13,383	693	5.5%
	合計	413,848	413,573	▲275	▲0.1%
事業系	業者搬入	560,608	550,510	▲10,098	▲1.8%
	自己搬入	11,311	10,378	▲933	▲8.2%
	合計	571,919	560,888	▲11,031	▲1.9%
環境系ごみ		5,036	4,799	▲237	▲4.7%
<b>総合計</b>		<b>990,803</b>	<b>979,260</b>	<b>▲11,543</b>	<b>▲1.2%</b>

※資源ごみには、拠点回収での紙パック・乾電池・蛍光灯管等の回収量を含む。(資源集団回収は含まない。)

## 2. 平成27年度のごみ処理量等について

### (3) ごみ減量・コスト削減と効率化をめざした取組

#### 古紙・衣類の週1回収の全市実施

平成25年10月から月2回収を実施していた古紙・衣類について、平成27年4月から全市において週1回収を実施している。

その結果、平成26年度と比較して古紙が27%増、衣類が18%増と、収集量が増加した。

#### コミュニティ回収の拡大

大阪市では、平成11年度から、地域の住民団体が実施する資源集団回収活動の支援を行っているが、平成25年10月に「古紙・衣類」の行政回収も開始し、古紙等のリサイクルを推進することによるごみ減量を進めている。

また、平成26年度からは、行政回収に代わって地域コミュニティが主体となって行う「コミュニティ回収」を開始し、将来的には行政回収からの移行をめざし、促進を図っている。

コミュニティ回収は、住民にとって排出方法が変わらず、さらに地域コミュニティにとっては、古紙・衣類の売却益や大阪市からの支援が得られるメリットがある。

また、大阪市にとっては、ごみ減量によるごみ処理コストの削減を行うことに加え、行政回収からの転換によるコスト削減を図ることが期待できる。

#### ● 古紙・衣類 回収量 (単位:トン)

	平成26年度	平成27年度	前年比
古紙	11,825	15,002	127%
衣類	1,257	1,487	118%
計	13,082	16,489	126%

#### ● コミュニティ回収活動団体数と古紙・衣類回収量 (単位:トン)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動団体数	1団体 11月開始(1団体)	10団体 7月開始(1団体) 8月開始(3団体) 9月開始(2団体) 10月開始(2団体) 1月開始(1団体)	14団体 4月開始(2団体) 6月開始(1団体) 7月開始(1団体)
回収量	99	956	—

#### ● 資源集団回収活動登録団体数と古紙・衣類回収量 (単位:トン)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
活動団体数	3,012団体	3,013団体	—
回収量	41,693	39,874	—

## 2. 平成27年度のごみ処理量等について

### (4) 一般廃棄物処理の経営形態の見直しについて

#### ごみ焼却処理事業の経営形態

##### 1 見直しの方向性

- ごみ処理量の推移に基づき、工場稼働体制を見直し、民間運営や民間委託を推進。
- 府域における「広域化計画」に沿ったブロック単位(大阪ブロック=大阪市、八尾市、松原市)で一部事務組合を設立。

##### 2 経過

- 平成25年10月 大阪市、八尾市、松原市において組合同約(案)等を合意
- 平成25年11月 3市の議会にそれぞれ規約(案)を上程 (大阪市会は継続審査、八尾市議会、松原市議会では可決)
- 平成26年10月 大阪市会において規約案修正の承認を経て可決  
※市会での議論を踏まえて規約案修正(議員定数:14名⇒20名、土地の取扱い:無償譲渡⇒無償貸付)
- 平成26年11月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」設立
- 平成27年 4月 「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」事業開始

##### 3 事業の効果

###### 平成28年度から32年度まで5年間の経営計画

- ごみ量に基づく工場稼働体制の見直し(住之江工場休止 7工場稼働⇒6工場稼働)
- 計画的な民間委託の推進
  - ・工場の運営体制に応じた民間委託化
  - ・DBO方式による運営を行う場合のモニタリング方法の調査・検討
- 既存建物を利用した更新工事手法の検討(住之江工場)
- ランニングコスト節減に向けた取組み
  - ・所内消費電力量や上水使用料の削減計画策定、薬品使用の最適化
- 歳入の安定確保
  - ・売電収入の確保(運転方法や定期整備計画の見直しによる発電効率の向上や発電量確保、夏期および冬期の創電計画の企画)
  - ・広告収入等、増収策検討

## 2. 平成27年度のごみ処理量等について

### ごみ収集輸送事業の経営形態

#### 1 見直しの方向性(当初方針案)

- 民間活力の導入による受皿組織(以下「新会社」という。)を設立して、現業職員を移管し、「事業の民間化」と「職員の非公務員化」の同時実現を図る。
- その後、業者育成を図りつつ早期の市場開放、完全民間化を図る。

#### 2 経過

- 平成25年4月 「経営形態の変更に係る方針(案)」を策定
- 平成26年5月 すべての環境事業センターの民間化にかかる補正予算案の修正削除  
※市会から一度に全体の民間委託化を進めることによる市民サービスへの影響など各種の懸念が示された。
- 平成26年9月 2か所の環境事業センターの民間化にかかる補正予算案の全額削除
- 平成27年4月 北部環境事業センター管内(北区・都島区)の資源ごみ・容器包装プラスチック、古紙・衣類収集運搬業務を民間委託化
- 平成28年4月 北部環境事業センター管内の普通ごみ収集及び、西部環境事業センター管内(西区・港区・大正区)の古紙・衣類収集に民間委託の範囲を拡大。

#### 3 課題

- 新会社への職員の転籍の合意を得るためには、職員の給与水準の維持が必要である一方、新会社へ民間委託を実施した場合、新たに消費税が発生し、直営より経費が増加 ⇒ 職員の転籍を義務化することは、法的リスクが高く、実現が困難。
- 市民サービスの確保の観点から、大規模災害等の対応を含め、行政責任を担保するための体制確保が必要。

#### 4 今後の対応

- 平成29年度は、早期退職を募って民間委託の枠の拡大を図る。
- 委託化の検証を行うとともに、災害時対応等、市民サービス確保のための体制の検討を行う。
- 更なる改革を推進するため、今後の廃棄物行政も視野に入れ、既存の枠組みを超えた経営形態の見直し方策について検討を進める。

### 3. 更なるごみ減量をめざす施策について

#### (1) 生ごみの減量施策について

##### 家庭から排出される生ごみの減量

##### 生ごみ「3切り」運動の展開

手つかず食品や食べ残しといったいわゆる「食品ロス」の削減とともに、排出時の水切りの徹底による、生ごみの発生・排出抑制の取組みを進めるため、食材の「使い切り」・料理の「食べ切り」・排出時の「水切り」といった、生ごみの「3切り」運動を、基本計画に基づき推進している。

##### ○「ごみ減量アクションプラン」を用いた説明会の開催

- ⇒ ・廃棄物減量等推進員の委嘱にあたり、環境事業センターから今後の施策の重要課題として「生ごみ減量」の重要性を説明している。
- ・今後、地域住民に対しても、研修会や学習会の場を活用して啓発を図っていく。

##### ○本市栄養士との連携による取組みの推進

- ⇒ 国の「第3次食育推進計画」の中でも、「食の循環や環境を意識した食育の推進」が新たに加わり、重点施策として「食品ロス削減を目指した国民運動の展開」がうたわれたことを受け、本市栄養士と連携しながら次の取組を進める。
  - ・各区で開催される「食育展」に出展し、食育を通じた「食品ロス」削減の普及啓発を図る。
  - ・「エコ・クッキング」を開催し、食品の購入から調理、片付けまでの行動を通じて、生ごみ減量を考えるきっかけ作りの場を提供し、実践につなげる。



「大阪市ごみ減量アクションプラン」より抜粋

### 3. 更なるごみ減量をめざす施策について

#### ○「大阪市ホームページ」を活用した啓発

- ⇒ 組成分析調査結果による食品ロスの実態(写真)を掲載し、「もったいない意識」を喚起し、「生ごみ減量」に向けた具体的な取組み方法を周知する。

#### ○生ごみ「3切り」運動推進のパネル掲示

- ⇒ 分別相談やベビー服の展示提供、体験学習の場など環境事業センターが定期的開催している啓発活動の場を活用し、啓発パネルの掲示などによる「生ごみ減量の大切さ」を広く市民に周知する。

#### ○地域イベントでの啓発

- ⇒ 区民まつりやガレージセールなど、地域で開催されるイベントにおいて生ごみ「3切り」運動のパネル掲示やチラシ配布による啓発を実施する。

#### ○環境教育・学習プログラムのひとつとして循環(3R)講座を開催

- ⇒ 生ごみの減量が、家庭で手軽にできる取組の紹介として、「生ごみから安全な野菜づくりを学ぶ」をテーマに、家庭にあるダンボールを使用した、

野菜くずを手軽に堆肥化する方法、無農薬・無化学肥料での野菜づくりやガーデニングを学ぶ講座を開催し、地域で活動する団体や学校への周知を進める。

※ 今年度は老人福祉センター他、数か所での開催を予定。

#### ○その他、大阪市内で実施可能な堆肥化方法に関する情報収集及び普及啓発手法について検討を進める。



「大阪市ホームページ」より抜粋

### 3. 更なるごみ減量をめざす施策について

#### 事業所から排出される生ごみの減量

#### 食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発

#### 食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促進

- 食品廃棄物を多量に排出する事業者に対する啓発・指導
  - ⇒ 特定建築物への立ち入り検査の際、食品リサイクル法の趣旨説明およびリサイクルの促進に対する働きかけを実施している。
- 特定建築物管理者に対する講習会の開催
  - ⇒ 特定建築物廃棄物管理責任者講習会において、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた働きかけを行う。
- 「食べ切り」の促進策の検討
  - ⇒ 外食での食べ残しを削減することにより、飲食店等における生ごみの発生抑制を図るため、飲食店における「食べ切り」の促進策について検討を進める。
- 本市関連施設における生ごみの減量・リサイクルの取組推進
  - ⇒ 学校園の給食など本市関連施設における生ごみについて、リサイクルルートへの誘導や発生抑制に向けた取組を推進する。（平成27年度、学校園の厨芥ごみ発生量：2,736トン）
- 大阪市役所における取組みの推進
  - ⇒ 「大阪市環境基本計画推進連絡会」※に設置している「ごみ減量推進分科会」において「市役所事業所系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量を推進するとともに、食品ロスの削減など生ごみの発生抑制に向けた取組みを進める。（平成28年7月6日 分科会開催）

※環境施策に関する各局の連携を強化し、大阪市環境基本計画を総合的に推進するため、平成23年7月から設置している。

### 3. 更なるごみ減量をめざす施策について

#### (2) 古紙の持ち去り対策について

##### 古紙回収の現状

- ・週1回収集の実施により、古紙の分別収集は順調に進んでいる。しかし、依然として普通ごみに「古紙」が混入しており、引き続き分別排出に向けた普及啓発を実施していく必要がある。
- ・事業の効率化の観点から、収集輸送業務の民間委託化も進めており、「古紙・衣類」については、現在、5行政区において民間委託化を進めている。
- ・「古紙」を地域住民が回収し、再生事業者に引き渡すことにより、立派な資源として活かすことができる「資源集団回収活動」や「コミュニティ回収」の取組みを推進し、行政回収からの移行の早期実現をめざす。（現在、14団体がコミュニティ回収を実施）

##### 施策を展開する際の障害要因

- ・市民の大切な資源である「古紙」の『持ち去り』に対する市民からの意見が寄せられている。
- ・地域住民が主体となって行う「資源集団回収活動」や「コミュニティ回収」を推進していく上で、契約事業者ではない回収業者による『持ち去り行為』が問題となっており、地域住民の主体的な活動の妨げとなっている。

###### <市民の声>

- ・持ち去る者に対する取り締まりをしてほしい。
- ・警察にも相談したが、取り締まることができないと言われた。
- ・市民の財産となるべき資源の持ち去りを見逃すことは納得できない。

###### <資源集団回収団体・コミュニティ回収団体の声>

- ・持ち去りを防止するための巡回や「持ち去り禁止チラシ」の貼付など余計な労力が必要。
- ・持ち去り者に対して声をかける際の、持ち去りを禁止する根拠を明確にしてほしい。

###### <市会での議論>

- ・本市施策に対する信頼を損なう行為であり、持ち去りは、ぜひともなくしてもらいたい。
- ・持ち去り行為の禁止を条例化できないか。



この資源物は資源集団回収団体の

\_\_\_\_\_

が

契約業者

\_\_\_\_\_

に

引き渡す大切な**有価物**です。

契約業者以外の方は持って行かないでください！！



### 3. 更なるごみ減量をめざす施策について

#### 各都市の資源物等の持ち去り禁止条例の制定状況

##### ●政令指定都市の状況

大阪市を除く19市のうち、14市が条例等を制定し、11市が罰則を定めている。

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
条例制定の有無	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○ (要綱)	×	○	○
罰則の有無	罰金		なし	罰金		罰金	罰金	罰金		罰金	過料	なし		罰金	過料	なし		過料	罰金

##### ●大阪府下市町村の状況

大阪市と堺市を除く41市町村のうち、9市が条例制定し、8市が罰則を定めている。

	豊中市	泉大津市	高槻市	枚方市	茨木市	寝屋川市	河内長野市	箕面市	門真市
罰則の有無	罰金	罰金	なし	過料	罰金	罰金	罰金 又は 科料	罰金	罰金

#### 持ち去り禁止条例に関する本市の方向性

本市施策に対する市民の信頼を確保し、「資源集団回収活動」や「コミュニティ回収活動」をはじめとする市民の取り組みを支援する必要もあることから、古紙等の「持ち去り」の禁止について、条例化を検討している。